

神奈川県議会 令和6年本会議 第1回定例会 環境農政常任委員会

令和6年3月6日

◆おだ幸子委員

公明党のおだ幸子です。

今年度、様々な質問に対しまして真摯にお答えいただき、ありがとうございました。私からは大きく四つのジャンルに分けて、九つのテーマについて質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、一つ目のジャンルは災害関連です。

先日、能登半島地震における石川県の農水産業被害は、推計で2,000億円という新聞報道がありました。もし、神奈川県で大規模災害が起きた場合においても、農林漁業者の皆様が営農意欲を失わず、一日も早く経営再建できる支援対策が重要と考えます。

一方で、全てを公的な支援だけでカバーするのは限界がありますので、自助努力も大切です。また、農業経営には災害にかかわらず自然災害による収量減少や市場価格の下落等、様々なリスクがあります。そこで、公的保険として制度化されている農業保険について伺います。

まず初めに、農業保険の概要についてお伺いします。

◎農政課長

農業保険は、収入保険と農業共済の二つの制度から成り立っておりまして、保険料の一部を国が補助いたしまして、大災害時にも国の再保険により補償する、農業保険法に基づく公的保険となっております。収入保険につきましては、青色申告を行っている農業者が加入でき、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する制度となっております。また、農業共済は、全ての農業者が加入でき、農作物、畑作物、果樹、家畜や農業用ハウス等が自然災害によって受ける損失を補償します。

なお、二つの制度につきましては、農業用ハウス等を補償する園芸施設共済等の一部を除いて、同時に加入することはできません。

◆おだ幸子委員

この農業保険ですが、県内ではどれぐらいの農業者の方が加入されているんでしょうか。

◎農政課長

収入保険につきましては、令和5年1月から12月までに保険期間が開始した契約で、466経営体が加入をしております。農業共済につきましては、令和4年度末時点で、水稻、麦などの農作物共済が3,438人、温州ミカン、梨などの果樹共済は109人、大豆、茶などの畑作物共済が41人、家畜共済が137戸、園芸施設共済が929戸、建物共済が5,143戸、農機具共済が1,154戸加入をしております。

◆おだ幸子委員

県内の加入状況、よく分かりました。今後、県ではこれについて、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いします。

◎農政課長

農業共済の畑作物共済につきましては、神奈川県では大豆と茶のみが対象となっていましたことから、野菜の栽培を中心である本県では、農業者が加入できないケースが過去にございました。平成31年1月から、品目の枠にとらわれず、農業経営全体をカバーできる新たな制度といたしまして収入保険がスタートし、三浦地域の農業者等をはじめとした野菜農家を中心に加入を推進してきましたことから、収入保険の加入者が増えてきております。

農業者が、農業経営に係る様々なリスクについて理解し、自ら備えることが非常に重要でございます。今後も農業保険の実施主体であります県農業共済組合と共に、官民一体となって制度の周知等に取り組んでまいります。

◆おだ幸子委員

よく分かりました。農業保険は、お話を伺いますと、自然災害だけでなく収量減少などのリスクの軽減を図って、農業者の経営を継続するために重要なセーフティーネットであることがよく分かりました。制度の有用性について農業者に理解を促し、加入が促進できるよう制度の周知を図っていただきますよう要望申し上げます。

続きまして、同じく災害関連の質問でございますが、能登半島地震が起きてから2か月が経過しましたが、今でも多くの方が避難所で過ごすなど不便な生活を強いられています。特にトイレに関しては、仮設トイレの不足や衛生面の問題など、深刻な状況がいまだに報道等で取り上げられています。さらに、トイレの使用を控えるために水分や食事を取ることを我慢したり、それによってエコノミー症候群や体力の低下が引き起こされていると聞いています。多くの人口を抱える本県にとって、一たび大規模災害が起きれば、問題がさらに深刻化することが考えられます。そこで、今回改定案が示された、神奈川県災害廃棄物処理計画の中から、し尿処理について伺います。

まず初めに、災害時に断水となれば、水洗トイレは使えなくなることから、携帯トイレや仮設トイレを使用することになると思いますが、この場合のし尿処理はどのように行われるのでしょうか。

◎資源循環推進課長

携帯トイレの場合には、既存の洋式便器等に設置して使用するものでございますので、使用後は通常、可燃ごみとして処理いたします。また、仮設トイレにたまつたし尿につきましては、バキュームカーでくみ取り、し尿処理施設等で処理を行います。

◆おだ幸子委員

続きまして、災害廃棄物の処理は、一義的に市町村が行うものと承知をしておりますが、し尿も同様でしょうか。また、その際、県の役割はどのようなものでしょうか。

◎資源循環推進課長

災害時における仮設トイレの設置や、し尿の収集・処理につきましては、災害廃棄物の処理と同様に市町村が行います。県の役割といたしましては、市町村から情報を収集し、県内の仮設トイレの設置状況や、し尿の収集・処理の状況等を把握いたします。そして、被災市町村において仮設トイレの不足や、し尿の収集・処理が困難な事態が発生して、県に支援要請があった場合につきましては、収集した情報を基に、余力のある市町村に支援を要請するなどといった調整を行います。

◆おだ幸子委員

仮設トイレの設置や、し尿の処理は、やはり発災後、速やかに行う必要があると考えますが、そのためには平時から仮設トイレの備蓄や、し尿の処理体制の構築などを進めていくことが重要と考えます。県としましては、平時の対応において、各市町村をどのように支援していかれるのでしょうか。

◎資源循環推進課長

県は、災害廃棄物処理に対する支援と同様に、市町村において災害時のし尿発生量の推計ですか、推計結果に基づいたし尿処理体制の構築が進むように、市町村の災害廃棄物処理計画の策定や見直しに対する支援を通じまして、情報提供や助言等を行ってまいります。

◆おだ幸子委員

それでは、一義的には市町村がやって、県がそこに対して支援していく内容についても、よく理解はできました。

それでは、要望を申し上げます。

災害時のトイレ対策を実践的なものにするためには、防災、下水道、廃棄物、保健、教育など複数の部署が横断的に連携することが求められると思います。そして、災害時のトイレ対策は、命と尊厳を守るために重要な対策です。大規模な災害が発生すると、自治体単独では到底対応することのできない量の災害廃棄物が発生するとともに、平時とは異なる状況下で、し尿の処理を行うことになります。災害時のトイレ対応は命に関わることであり、スピードが問われるため、発災してからの対応では間に合いません。県におかれましては、基礎自治体が災害時のし尿、生活ごみや災害廃棄物の処理を、適正かつ迅速に実施するための検討を平時から行うよう促していただくとともに、民間事業者や周辺自治体との連携を強化するための支援をお願いいたします。

では、二つ目のジャンルは環境問題です。

最初に、宅配便の再配達防止に向けた取組についてお伺いしたいと思います。

現在、インターネット通販の拡大などにより、宅配便の取扱個数は増加の一途をたどっています。国の資料によりますと、我が国における令和4年度の宅配便の取扱個数は約50億個でした。トラックドライバーの人手不足が深刻化する中、ドライバーの負担に拍車をかけているのは、再配達率の高さです。国の調査によりますと、令和5年10月における宅配便の再配達率は約11%でした。

再配達は、ドライバーの負担や人手不足を加速させるだけでなく、CO₂や大気汚染物質の排出量の増加にもつながり、地球環境に大きな影響を及ぼしています。再配達防止のためには、行政側として、利用者の意識を一層高めるための施策を実施していくことが必要ではないかと考えています。そこで、宅配便の再配達防止について何点か伺います。

まず、利用者側から見て、どのような取組が考えられるのか、お伺いします。

◎環境課長

費用をかけずに誰にでもできる取組としましては、受け取り日時を指定することや、受け取り先を自宅ではなくコンビニ等を指定し、一度の配達で確実に受け取れるようにすることなどがございます。また、コンビニ、スーパー、駅等に設置された宅配ボックスを利用することや、自宅に宅配ボックスを設置する、また、盗難被害のリスクには十分注意する必要がございますけれども、自宅の玄関先に荷物を置いてもらう置き配、こういったものを利用することなどが挙げられると思われます。

◆おだ幸子委員

本当に様々なやり方があるんだなというのは、お話を聞いて思ったんですけども、なかなかきっかけがないと踏み切れないというのが実情ではないかなと思います。

続きまして、再配達防止について、県はこれまで、どのような取組を行ってこられたんでしょうか。

◎環境課長

県のホームページにおきまして、宅配便を1回で受け取るための方法を掲載し、利用者である県民の皆様に対し、再配達防止についての御協力をお願いしております。このホームページでは、利用者に再配達防止を求められている背景をより御理解いただくために、宅配便の10%を超えるものが再配達になっていること、また、再配達は、トラックドライバーの負担を増大させるとともに、約9万世帯の家庭が年間に排出する量に相当する二酸化炭素、CO₂を余計に排出していることなどを掲載しております。

また、宅配事業者や宅配ボックス設置事業者に、再配達に関するヒアリングを実施しまして、頂いた御意見などをホームページの内容に反映しております。

◆おだ幸子委員

具体的な数字を上げていただいて、また、それを県のホームページにも載せていただいているということでよく分かりました。ただ、やはり大きな問題か

と思いますので、再配達防止について利用者の意識向上を促すために、県のさらなる働きかけが必要と考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いします。

◎脱炭素ライフスタイル担当課長

今後は、ホームページへの掲載だけでなく、県が環境に関する情報を発信するSNSを活用し、再配達の削減、身边にできる脱炭素アクションの一つとしてアピールするなど、県民の皆様に情報発信を実施していきます。また、令和6年度に新たに実施する（仮称）かながわ脱炭素アクションフォーラムをはじめ、脱炭素に関する啓発事業などを活用するなど、貨物運送事業者に対する支援を行う産業労働局や市町村とも連携して、再配達の削減に取り組んでまいります。

◆おだ幸子委員

また、いろんな媒体を使ってやっていただく、連携を強化していただくということ、よく分かりました。

それでは、要望を申し上げます。

物流業界では、今年の4月からトラックドライバーの時間外労働に対する上限規制が適用されるようになります。労働時間が短くなることで物が運べなくなる、いわゆる物流の2024年問題が目前に迫っており、再配達の防止は喫緊の課題です。先日、神奈川県トラック協会の会合に参加させていただきまして、意見交換をしてまいりましたが、同協会のホームページを開きますと、トップページに「あたりまえを、止めるな。」という言葉が目に飛び込んできます。業界の皆さんには危機感と強い意志を持って、物流を止めないために必死の努力をしておられます。この課題については環境面からも県民に訴えることで、利用者の意識を高めることができると考えます。この機を逃さず積極的に関わっていただくことで、社会課題の解消に貢献いただくことを要望いたします。

同じく環境に関する質問ですが、紙おむつのリサイクルについてお伺いしたいと思います。

今後、高齢化の進行に伴い、使用済み紙おむつの排出量の増加が見込まれています。環境省によると、2030年には一般廃棄物全体の約7%にまで割合が増えると推計されています。使用済み紙おむつといえば全てごみとして処分すると思いがちですが、最近ではリサイクルされるケースもあると聞いています。使用済み紙おむつのリサイクルを進めることは、資源の有効利用だけでなく、焼却処理に伴う環境負荷や処理施設へのダメージを軽減することにつながり、県としても推進していくべきと考えます。そこで、紙おむつのリサイクルに関する本県の状況や取組について伺います。

まず初めに、現在、使用済み紙おむつはどのように処理されているのでしょうか。

◎資源循環推進課長

家庭や保育園、高齢者施設等から排出される使用済み紙おむつにつきまして

は、一般廃棄物に該当し、県内において、そのほとんどは市町村で焼却処理をされてございます。国内全体でも 90%以上を超えるところが焼却処分されてございまして、再生利用されている割合は一、二%程度となっております。

◆おだ幸子委員

現在、再生利用されている割合は 2 %ということで、まだまだ低いな、すごく低いなという印象でございます。

続いて、民間企業等では使用済み紙おむつのリサイクル技術の開発が進められていると認識していますが、どのようなリサイクル方法があるのか、お伺いします。

◎資源循環推進課長

実際に行われている例としましては、紙おむつを処理して分離したパルプは建築資材に、プラスチックや高分子吸収剤である S A P は固定燃料などとして再生利用する方法がございます。また、まだ実証段階ではございますが、紙おむつを水溶化、分離し、オゾン処理をし、パルプや S A P を紙おむつの素材として再利用する水平リサイクルも行われているところでございます。

◆おだ幸子委員

この問題につきましては、令和 5 年第 1 回定例会における我が会派の藤井議員による、紙おむつのリサイクルに関する一般質問に対して、知事から国や県外の市町村、事業者の取組動向を注視しながら対応策について研究していくとの答弁がありました。そこで、この答弁以降の国内の動向について教えてください。

◎資源循環推進課長

環境省におきまして、紙おむつの再生利用等について、今後のさらなる取組の促進を目指すため、現状の整備及び今後の方針について検討を行いまして、環境省の今後の取組の方向性について取りまとめ、令和 5 年、昨年の 8 月 9 日に公表されました。環境省では当面の取組としまして、自治体の検討段階に合わせて情報提供や支援を実施し、使用済み紙おむつの再生利用等の横展開・取組拡充を図り、2030 年度までに紙おむつの再生利用等の実施・検討を行った自治体の総数を 100 自治体にするとしてございます。

◆おだ幸子委員

2030 年までに 100 自治体にする目標があるということですね。翻って本県に目を移しまして、現在、本県内の使用済み紙おむつは焼却処理をされているようですが、リサイクルに向けた動きはないのでしょうか、お伺いします。

◎資源循環推進課長

県内におきましては、鎌倉市が今年の 1 月から民間企業と連携して、使用済み紙おむつのリサイクルに係る実証実験を行っております。この実証実験の実

施期間は、今年度中を予定していると伺っております、その結果等につきましては、今後も継続的に情報収集を行ってまいります。

◆おだ幸子委員

鎌倉市が県内で初めて、実証実験を始められたということで、まず第一歩が踏み出されたのかなと思います。

続いて、使用済み紙おむつのリサイクルを進めるに当たって、リサイクル施設の導入に係る費用を支援することが有効ではないかなと考えるんですが、支援する制度等があれば教えてください。

◎資源循環推進課長

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には、一時的に莫大な費用を要するために、国は交付金制度を設けておりまして、使用済み紙おむつをリサイクルする施設についても対象となってまいります。市町村等がこの交付金を申請する場合には、都道府県を経由して行うこととなっておりますので、県は市町村等に対して、この手続において、適宜助言を行うなどの支援を行っております。

◆おだ幸子委員

県の役割というか、関わり方も理解しました。

質問の最後に、使用済み紙おむつの処理は、一般的に市町村が行うものですが、県としても積極的に推進していく必要があると考えています。今後の県の取組の方向性について、見解をお伺いいたします。

◎資源循環推進課長

先ほど答弁させていただきました鎌倉市をはじめとします、各市町村の取組状況のほか、国の財政的支援ですとか、新たな処理技術に係る情報について収集いたしまして、会議や研修会などの機会を通じて市町村に情報提供してまいります。

また、国に対しましては、製造業者による資源化しやすい製品作り及び再生素材の利用先の確保、こういったことにつきまして関係業界に働きかけるとともに、早期の資源化の仕組みづくりのための調査・研究を行うなど、有効利用に向けた措置を講じることを引き続き求めてまいります。

◆おだ幸子委員

ぜひ、県も積極的に関わっていただければなと思います。

それでは、要望を申し上げます。

昨年の我が会派の一般質問でもお伝えしましたが、東京都では使用済み紙おむつの持続可能なリサイクルに向けて、令和2年度から3年度において提案者と共同で実証事業を実施し、令和4年度からは、区・市町村が実施する使用済み紙おむつのリサイクル推進に向けた調査・普及啓発事業に対して、必要な財政措置を実施していると聞いています。今後の高齢化の進展を考えると、使用

済み紙おむつの処理は、ますます大きな問題になっていくと考えます。本県でも初めて、鎌倉市で実証実験が行われるとのことですが、県内各市町村が積極的にリサイクルを行えるよう支援をお願いいたします。

では、環境関係の最後の質問になりますが、中小企業の脱炭素化の促進についてお伺いいたします。

脱炭素社会を実現するためには、企業数の 99.7%、労働者数の 7 割を占める中小企業の脱炭素化の促進が不可欠です。私は 6 月と 12 月の当常任委員会において、県の支援策の必要性、特に中小企業に寄り添った伴走型支援をアウトリーチで行うことの重要性を提言させていただきました。このたび令和 6 年度当初予算案において、中小企業脱炭素支援パッケージという包括的な支援策を示していただき、具体的な支援方法として、広く中小企業に対してアウトリーチ型の支援を行うことが盛り込まれ人員も増やされることに、とても期待をしています。中小企業の脱炭素化については、先行会派から既に質問がございましたが、私からも角度を変えて何点かお伺いさせていただきます。

まず初めに、中小企業にとって脱炭素化に取り組むことは、資金面や人材面での負担増につながりますが、一方でメリットもあると思います。中小企業の脱炭素化にはどのようなメリットがあるのか、確認の意味でお伺いします。

◎事業者脱炭素担当課長

中小企業が脱炭素化に取り組むメリットには様々ございますが、主に三つのメリットが挙げられます。一つ目は、近年、取引先にも脱炭素化を求める大企業が増える中、受注機会の維持・拡大につながること、二つ目は、近年、環境や社会貢献を重視する E S G 投資が広がる中、好条件での資金調達につながること、三つ目は、光熱費や燃料費低減につながることでございます。

県としても、こうしたメリットをしっかりと PR しながら、中小企業の脱炭素化を後押ししていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

さきの先行会派の方の質疑において、市町村や金融機関と連携して中小企業脱炭素支援パッケージの PR を行うとの答弁がありましたが、具体的に市町村や金融機関にはどのようにアプローチをしていかれるのでしょうか、お伺いします。

◎事業者脱炭素担当課長

中小企業への PR に当たっては、より地域と密接な関係を有する市町村や、中小企業を顧客とする金融機関と連携して PR することが効果的と考えております。そこで、今回の中小企業脱炭素支援パッケージにつきましては、制度設計の段階から複数の市町村や金融機関と意見交換を行いました。また、市町村向けには、2 月 13 日に産業部署の担当者を集めて会議を行い、金融機関向けには、昨日開催されたいのち・未来戦略本部室主催のかながわ版 S D G s 金融フレームワーク会議におきまして、当初予算案が可決、成立した際には、連携・協力していただけるよう、私から直接依頼をさせていただいたところでござい

ます。さらに、市町村や金融機関だけでなく、商工会・商工会議所や神奈川県中小企業団体中央会など、中小企業関係団体とも連携して取り組んでいきたいと考えております。こうした取組により、中小企業脱炭素支援パッケージをしっかりとPRしていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

お話を伺っていますと、本当にいろんな支援側の機関がございますが、その支援ともよく連携を取られていて、それぞれの中小企業への関わり方ですとか、得意などころ、不得意などころもよく分析しながらやっていらっしゃるなという印象を受けました。

最後の質問になりますが、今回の中小企業脱炭素支援パッケージでは、知る・測る・減らすというステップに応じた支援を行うことで、中小企業がステップアップしていくことを目指していると思いますが、最終的には中小企業がどのような姿になることを理想と考えておられるのか伺います。

◎事業者脱炭素担当課長

中小企業の中には、脱炭素化の必要性そのものを認識していない企業もございますが、脱炭素社会の実現のためには、全ての中小企業が脱炭素を自分事として捉えて、主体的に脱炭素化に取り組んでいただく必要がございます。

こうしたことから、今回の中小企業脱炭素支援パッケージを活用していただきながら、知るから測るへ、測るから減らすへステップアップしていただきたいと考えております。そして、最終的には大規模事業者と同様に、事業活動温暖化対策計画書を策定していただき、計画に沿って主体的に脱炭素化に取り組んでいただければと考えております。

◆おだ幸子委員

最終的には自立してやっていける姿を目指していらっしゃるということですね。ぜひそうしていただきたいなと思います。

それでは、要望を申し上げます。

重ねて申し上げますが、脱炭素社会を実現するためには、中小企業の脱炭素化を促進することが不可欠です。その意味でも、今回、県が打ち出された中小企業脱炭素支援パッケージにとても期待をしています。

また、脱炭素は、環境問題だけでなく、生産性向上や経営基盤の強化、企業のブランド力向上と、それに伴う人材採用の求心力にもつながることだと考えます。さきに実施されたアンケート結果にもあるように、脱炭素化の必要性そのものを認識していない中小企業の意識を変えていけるように、市町村や金融機関などを巻き込みながら、しっかりと取り組んでください。

コロナ禍のときは、とにかく緊急避難的な補助金もたくさんありましたが、事業化までたどり着けず、かえって中小企業のきずを深くしてしまったケースも見受けられました。これから求められるのは、中小企業の足腰を強くして、稼ぐ力をつけてもらう局面に入ってきたと考えています。その意味でも、脱炭素化の取組を一つのきっかけとして、県、KIP、商工会議所・商工会、よろ

ず支援拠点、金融機関等が地域経済の活性化や地域課題の解決に取り組む連携を強化していただきたいと思います。

それでは、三つ目のジャンルといたしまして、環境農政局の情報発信についてお伺いします。

昨年の第3回定例会の当常任委員会において、かながわブランドの認知度向上に関連して、ホームページ「かなさんの畠」のリンク切れや、SNSの運用と展開について質問させていただきました。また、本会議の一般質問では、伝わる広報の実現として県ホームページのリンク切れを取り上げ、知事からは、現在修正を行っている、今後リンク切れの抜本的な解消に向け検討するという趣旨の答弁を頂いたところです。

そこで、ホームページ「かなさんの畠」のその後の状況や、環境農政局全体のリンク切れの状況、局における広報の推進体制などについて幾つかお伺いいたします。

まず初めに、リンク切れが発生していた項目はどのようなものだったのでしようか。また、その項目に対してどのように対応されたか、お伺いします。

◎農政課長

かなさんの畠につきましては、かながわブランド振興協議会で運営をしておりまして、民間の事業者に運用・保守を委託しております。そのため、10月6日にリンク切れの御指摘を受けた後、速やかに委託している事業者にホームページの点検を依頼したところ、105件のエラーを検出いたしました。

リンク切れが発生した主な原因といたしましては、掲載していたイベント等が終了したことによるリンク先の消滅、また、かながわブランドサポート店のサイトの移転やドメインの変更によるものでございましたので、リンク先の修正などの作業を行い、10月下旬にリンク切れは全て解消いたしました。

◆おだ幸子委員

10月下旬に全て解消していただいたということで、早速の御対応ありがとうございました。

続きまして、今回いろんなことが分かったんですが、リンク切れの放置というのはユーザビリティーの低下につながってしまいます。またこのような状況にならないように、今後の対策はどのようにされているのかお伺いします。

◎農政課長

ホームページの運用・保守につきましては、民間の事業者に委託をしておりますので、令和6年度以降は年に一度、全ページに対しリンク切れの点検及び修正を行うことなどを仕様書に追加するとともに、協議会の担当者におきましても、掲載しているイベント情報の終了時期などを日頃から確認することで、リンク切れが発生しないように努めてまいります。

◆おだ幸子委員

外部の業者さんにお願いしていて、その仕様書に細かい設定がなかったとい

うことかと思いますので、それも分かってよかったですかなと思います。また、ちょっと作業が増えてしまうんですけども、引き続きよろしくお願ひいたします。

続きまして、環境農政局では、外部サイトである、かんなさんの畠以外にも県の公式ホームページで様々な情報を発信されています。環境農政局の各サイトにおけるリンク切れについて、点検の結果と併せて、リンク切れがあったのであれば、現在の対応状況について教えてください。

◎環境農政局企画調整担当課長

局内の各課がそれぞれ点検したところ、県の公式ホームページにおいてリンク切れが含まれたページは、局全体で計 324 ページでした。点検後、各課がページ内の該当リンクの削除や再設定作業などを行い、現時点でリンク切れは全て解消しております。今後もリンク切れが発生した場合は、速やかに解消を図ってまいります。

◆おだ幸子委員

局全体も速やかに対応していただいて、現時点では解消しているということで、ありがとうございます。どうしても、これ常にゼロにしていくって、すごく難しい問題かと思うんですけども、定期的に見ていただくことで、発生ができるだけ少なくしていただくようにお願いしたいと思います。

続きまして、改めてお伺いいたしますが、環境農政局における広報の推進体制というのはどのようにになっておられるのでしょうか。

◎環境農政局企画調整担当課長

知事室の広報部門が策定しました神奈川県広報戦略に沿って、局内各課が行う広報活動を総務室が支援する体制を取っております。環境農政局に限らず、各局総務室の企画調整担当課長は、広報官に位置づけられておりまして、広報官は局全体の広報活動に目配りし、広報機能の向上を図る役割を担っております。

具体には、広報活動のクオリティー向上に向けた情報の収集、記者発表時期や内容の調整、また、事故、不祥事等における適切な報道対応、こういったことに取り組むことで各課の広報活動を支援しています。

◆おだ幸子委員

広報官の役割等々はよく分かりました。

続きまして、環境農政局では、ホームページ以外でも S N S を活用して様々な情報発信をされています。先月お話をあったプラごみゼロの L I N E 公式アカウントでは、工夫を凝らしてフォロワーを大幅に伸ばしたと伺いました。一方で、農林水産業に関する情報を発信している「かんなふうの農林水産だより@神奈川」、私も拝見させていただいたんですが、かわいいキャラクターで、このフォロワー数は 2012 年 1 月から利用を開始しているにもかかわらず、フォロワー数は約 700 にとどまっています。このようなフォロワー数が伸び悩んでいる

SNSアカウントについて、フォロワー数を伸ばすために取り組んでいることがあれば教えてください。

◎環境農政局企画調整担当課長

委員御指摘のX、旧ツイッターの「かなふうの農林水産だより@神奈川」、農林水産部、緑政部の様々な情報をはじめ、技術職の採用情報などを発信するため、総務室が運用をしているアカウントでございます。一方で、自らでアカウント運用をしている局内各課、出先機関もあることから、この総務室のアカウントを使った投稿数が少なく、それが結果としてフォロワー数の伸び悩みにつながっているのではないかと考えております。そのため、このアカウントの廃止も視野に入れた上で、今後の運用を検討するため、昨年11月を活用の強化月間に位置づけまして、関係各課に投稿を呼びかけました。この投稿の呼びかけに応じて、水産課が掲載しました漁業就業セミナーの投稿を県庁のアカウントにリポストを依頼したところ、結果として5,000を超える閲覧につながりました。

今後、他のアカウントにより、リポストが呼び水となってフォロワー数が増えるよう、また投稿数を増やしていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

よく分かりました。単独のアカウントだけで苦労するのではなくて、双方に協力し合って県の公式アカウントも利用するなど、いろいろしていただければなと思います。

最後の質問ですが、先ほど、総務室は局全体の広報活動に目配りし、広報機能の向上を図る役割を担っているとのことでしたが、最後に広報活動の向上について、今後どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、お伺いします。

◎環境農政局企画調整担当課長

広報については、局内のみならず県庁全体で足並みをそろえて、戦略を持って取り組んでいくことが重要です。現在、広報部門は、神奈川県広報戦略の改定を進めており、本定例会の総務政策常任委員会に成案が報告されると承知しております。

この成案によれば、情報発信力の強化に向けた取組として、例えば、情報の受け手が共感し、口コミサイトやSNSで共有したくなるような工夫に取り組むことや、広報効果の底上げに向け、SNSの運用など専門的知識が求められる情報発信について、外部資料を積極的に活用するといったことなどが位置づけられております。

これを受け、今後、局内の各課が、この新たな神奈川県広報戦略に沿って、広報活動の向上に取り組んでいけるよう支援していくものと考えております。

また、局全体を束ねる総務室としましても、先ほど御答弁しました、かなふうの農林水産だより@神奈川と併せて、環境関連の情報を発信するエコビーのかながわ環境通信アカウントというのも運用しておりますので、これら総務室

としても活用を通じまして、広報活動を向上させていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

承りました。今、まさに広報戦略が新しくなるということで、その中にはSNSの重要性についても書かれているということで、県全体が変わっていきますので、ぜひ、そこに足並みをそろえながら、環境農政ってすごく発信できるものが多いと思うんですね。活用していただければなと思います。

では、要望を申し上げます。

広報活動は、県の事業を進めていく上で大変重要なことです。その意味で、ホームページやSNSは、多くの県民に対して発信することができる有効な媒体となり得ます。ただ、情報の正確性や即時性を確保するためには、リンク切れのような、必要な情報にたどり着けないということがないように、今後も定期的なチェックを継続してください。

また、一般的な話ですが、行政の情報が住民に届かない要因の一つに、情報を発信すること自体が目的化していることが挙げられます。県民が一目見て、自分に向けられた情報と思われず読んでもらえない理由は、対象者に伝わるという目的で、デザインや内容について工夫をしていないからとも言えます。なので、フォローすれば役に立つ情報が入手できて便利と思われるような発信をすることが重要と考えます。

とはいって、日々の忙しい業務の中で、日進月歩で進化するSNS等にキャッチアップしていくには困難が伴います。そこで、先ほどのお話にもありましたように、効果的な情報発信や現在のやり方の分析を学ぶ機会をつくったり、外部人材の力を借りるなど、伝わる広報実現のため、柔軟な対応をしていただくことを要望いたします。

では、最後の四つ目のジャンルでございますが、農水産業についてお伺いいたします。

委員会資料の11ページに、農地集積推進事業費が記載されています。ここでは農業の経営規模の拡大、農地利用の効率化の促進を図るため、農地売買事業及び農地中間管理事業における経費等に対して助成するとあります。そこで何点かお伺いいたします。

初めに、農地集積推進事業として9,300余万円の予算を計上していますが、主な事業の内容と予算の内訳について教えてください。

◎農地課長

主な事業として、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が実施している、農地利用の集積・集約化を進める二つの事業があります。一つは、農業からリタイヤする農家などから農地を借り受け、規模拡大を目指す営農意欲の高い農家などに農地を貸し出す農地中間管理事業で、予算額は7,400余万円を予定しています。もう一つは、農地を買い入れ、担い手に売り渡す農地売買等事業で、予算額は1,000余万円を予定をしています。

◆おだ幸子委員

今のお話、よく分かりました。

それでは、農地中間管理機構が行う貸借や売買の近年の実績はどれぐらいなのか教えてください。

◎農地課長

農地の貸借ですが、農地中間管理機構が貸し付けた面積は、5年前の平成30年度は約30ヘクタールでしたが、令和4年度は約97ヘクタールと面積は年々増加しています。また、農地売買等事業により売り渡した農地面積は、平成30年度は約3.1ヘクタールであり、その後も3ヘクタール前後で推移し、令和4年度は約3.2ヘクタールになっています。

◆おだ幸子委員

貸借については伸びているということですね。売買については横ばいということで、現状よく分かりました。

そうしましたら、農地の貸借と売買についてまたお伺いしますが、令和5年度の計画に対する現在の状況はどうなっているのでしょうか。あわせて、令和6年度計画についてもお伺いします。

◎農地課長

貸借について、令和5年度の計画は150ヘクタールとしていますが、令和6年1月末現在の実績は約106ヘクタールとなっており、昨年度より増加していますが、目標の達成は難しいと思われる状況です。

また、売買について、令和5年度の計画は5ヘクタールとしていますが、令和6年1月末現在の実績は約3.3ヘクタールとなっており、こちらも目標の達成は難しい状況です。

なお、令和6年度の貸借の計画ですが、令和5年度より50ヘクタール増やした200ヘクタールとしており、売買の計画は今年度と同様の5ヘクタールとしております。

◆おだ幸子委員

今のお話で、令和5年度の事業の達成は難しいということですが、一方で、令和6年度の農地の貸借は200ヘクタールを見込んでおられるとのことで、令和6年度、事業量が増える見込みがあるのでしょうか、お伺いします。

◎農地課長

令和5年4月に、より担い手農家への集積を進めるため、国が農地関係の法令を改正し、市町村が行っている貸借業務である料金設定の業務について、農地中間管理機構の貸借業務に一本化されることとなりました。移行期間は、令和5年度と令和6年度の2年間としており、令和7年度からは農地中間管理機構のみで貸借業務を行うことになります。

なお、本県全体の利用権設定面積は、令和4年末現在で約1,490ヘクタール

となっており、令和元年末の約 1,230 ヘクタールから 260 ヘクタールほど増え、担い手農家への農地の集積は少しづつ進んでいます。このうち、毎年行う利用権を新たに設定したり更新する面積についても、令和元年の約 300 ヘクタールから令和 4 年には約 390 ヘクタールに増加していることから、移行期間終了後の令和 7 年度、400 ヘクタール近くの業務を農地中間管理機構が実施することになると考えています。

よって、令和 6 年度は移行期間の最終年度となりますので、順次、移行が進んでいくと考え、事業量を見込みました。

◆おだ幸子委員

理由についてはよく分かりました。また、地道に増やしていただいているということもよく分かりました。

それでは、要望を申し上げます。

農業従事者の減少は、今後さらに進むと思われ、高齢化などにより耕作が難しくなった農地を担い手農家に集積することは、今まで以上に重要になると見えます。また、農地関連法の改正などもあるとのことでしたので、そうした状況の変化に迅速かつ柔軟に対応し、農家へのきめ細やかな支援を行っていただくことで、農地集積をさらに進めていただくことを要望いたします。

それでは、次に栽培漁業施設整備事業費についてお伺いいたします。

気候変動に伴う海洋環境の変化が、魚の分布海域や海藻の生育などに影響を与える、本県の沿岸ではキハダやタチウオ、サワラの漁獲量が増え、サバやカタクチイワシが減少するなど、捕れる魚の種類が大きく変わってきています。また、相模湾では磯焼けが拡大し、アワビの漁獲量が減少しており、漁業者の経営は厳しさを増してきています。

こうした中、将来にわたり県民に水産物を安定的に供給していくには、魚や貝を人の手で育て、海に放流することで水産資源を増やす栽培漁業は、ますます重要になってくると考えます。さきの本会議で、我が会派の西村議員が栽培漁業の推進について質問をさせていただき、知事から、海洋環境の変化などに対応し、様々な魚種を栽培できる汎用性の高い種苗生産施設を整備していくとの答弁を頂きました。そして今回、令和 6 年度当初予算案に栽培漁業施設整備事業費が計上され、海洋環境の変化などに対応した栽培漁業の技術開発と施設整備が進められていることを確認いたしました。そこで、栽培漁業施設の整備に関連して何点かお伺いします。

まず初めに、本県の栽培漁業は、これまでどのように取り組まれてきたのか、お伺いいたします。

◎水産課長

本県の栽培漁業は、昭和 39 年に、三浦市の城ヶ島に当時の県水産試験場を整備した際に、種苗生産のための施設を造り、当初はアワビの種苗生産から始めました。その後、昭和 61 年に財団法人神奈川県栽培漁業協会を設立し、水産試験場敷地内に施設を整備することで、栽培漁業の民営化に向けた取組をスタートさせました。

県水産技術センターでは、マダイやヒラメなどの魚類、それからアワビやサザエなどの貝類の種苗生産と放流の技術開発を行い、現在その技術を使って県栽培漁業協会が種苗生産、そして放流を事業として行っています。これまで多いときで年間にマダイで136万尾、ヒラメは76万尾、サザエ84万個、アワビ100万個を放流し、本県の沿岸漁業を支えてきております。

◆おだ幸子委員

本当に栽培漁業の歴史がすごく長いんだなということと、様々な取組をされているんだということがよく分かりました。

続いて、本県の栽培漁業で生産する種苗の種類ですか数量は、どのように決めておられるのか、お伺いします。

◎水産課長

栽培漁業を推進するために、国は、水産動物の種苗の生産及び放流並びに育成に関する栽培漁業基本方針を策定し、各都道府県はその方針にのっとって、地域の漁業の実情を踏まえて、魚種や数量を定める栽培基本計画を策定しています。本県では令和4年3月に、第8次神奈川県栽培漁業基本計画を策定しました。当該計画につきましては、令和4年度から8年度までの計画となっておりまして、海洋環境の変化への対応や、資源化への取組などを反映して魚種を見直し、年間にトラフグ5万尾、マダイ40万尾、ヒラメ20万尾、サザエ60万個、アワビ20万個などを放流することとしております。

◆おだ幸子委員

4年ごとですか、定期的に計画を見直されているということもよく分かりました。

続きまして、海洋環境の変化などに対応した栽培漁業というのが出ておりますが、一体どういうものなのか、具体的な魚種なども含めて教えてください。

◎水産課長

栽培漁業は、魚を増やすため、人の手で育てた種苗を海に放流し、海で成長した魚を漁獲する漁業です。放流した魚を着実に増やしていくためには、種苗がその海域の環境に適した漁種であること、そして、多くの種苗が生き残ること、成長した魚などが漁獲の対象になること、そして産卵して子孫を残すことが必要となります。近年の海洋環境の変化によりまして、これまで西日本を主な生息海域としていましたトラフグが、相模湾や東京湾でも漁獲されていることから、県では平成23年からトラフグの種苗生産を開始し、相模湾や東京湾にその稚魚を放流しています。

また、相模湾では水温の上昇により、海藻を食べるウニや魚が増えたために、藻場が消失する磯焼けが拡大し、海藻を餌としているアワビの漁獲量が減少してしまいました。そこで、砂地に生息しプランクトンを餌にしていることから、磯焼けの影響を受けないハマグリの種苗生産の技術開発に取り組んでおります。

◆おだ幸子委員

磯焼けの問題に対する対応を通じて、早熟カジメをやられて、それとまた同時に進行で、磯焼けの環境でも砂浜で育てられるものはないかということで、いろいろ工夫をされているということがよく分かりました。

今のお話で、トラフグやハマグリの種苗生産に取り組んでおられるとのことです、現在のトラフグの種苗生産の状況について教えてください。

◎水産課長

トラフグの種苗生産につきましては、当初、県外から購入した種苗を放流していましたが、放流する種苗の数を増やすために、県外から卵を購入して県水産技術センターで稚魚まで育てる技術を確立しました。また、令和5年度からは、種苗生産の安定と生物多様性の保全を図るため、県内で採捕された親魚から卵を取る取組を開始しました。こうした取組によって、トラフグの種苗生産の安定と増大を図っていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

あわせて、ハマグリの種苗生産の状況についても教えてください。

◎水産課長

本県では、ハマグリをはじめとする二枚貝の種苗生産は初めての取組となるため、まず、本県に適した種苗の生産技術を開発するとともに、効率的に安定して生産できる施設を整備していく必要があります。現在、水産技術センターでは、ハマグリの種苗生産の先進県である茨城県や千葉県などから、技術など情報収集をするとともに、ハマグリの餌となるプランクトンの調査を行っています。今後は水槽外でのプランクトンの培養試験や、県外から調達したハマグリの飼育試験などを行いながら、採卵や稚貝の育成の試験に取り組んでいく予定です。なお、本格的なハマグリの種苗生産は、新しい栽培施設が整備されてから取り組むこととなります。

◆おだ幸子委員

ハマグリも湘南はまぐりでしたっけ、ということで、今、少しづつ販売されているということで、私の地元で買えるらしいので、ちょっと買いに行こうかなと思っておりますが、楽しみにしております。

続いて、海洋環境の変化などに対応して、様々な魚種を栽培できる汎用性のある栽培施設とはどのようなものなのか、お伺いします。

◎水産課長

今後、海洋環境が変化した際、県では放流する魚種を見直す必要があるため、種苗を生産する施設は、特定の魚種に特化した恒久的な施設ではなく、様々な魚種の種苗生産に対応できるように、機能や規模を柔軟に変更しやすくする必要があります。そこで、飼育する池や水槽、海水の配管には、コンクリート製や金属製の恒久的なものを使用せずに、樹脂製のものを使用するなど、可変的

な施設を整備したいと考えています。

◆おだ幸子委員

海洋環境ってどんどん変わって、もう今、本当にすごいスピードで変わっているので、汎用性のある施設というのは本当にすばらしいなと思います。この栽培漁業施設の整備は、今後どのようなスケジュールで進めていかれる予定なのでしょうか。

◎水産課長

令和6年度につきましては、種苗生産施設の図面の作成や資材等の数量、概略工事費等の算出等の基本設計を行う予定でございます。その後、順次、実際に工事を行うに当たり必要となる詳細な本設計や、各施設の建設工事などを行い、令和10年度の完成を目指して取り組んでいきたいと考えています。

◆おだ幸子委員

令和10年度完成を目指しているということで楽しみにしております。

最後に、県民に水産物を安定的に供給していくために、海洋環境の変化に対応できる栽培漁業をどのように推進していかれるのか、お伺いします。

◎水産課長

まずは、現在、種苗生産技術の開発に取り組んでいますトラフグやハマグリの生産の安定と増大を図っていきたいと考えています。あわせて、今後も海洋環境の変化を注視し、栽培漁業協会や漁業者などの意見も伺いながら、環境に適した魚種の選定を行っていきます。さらに、県が開発した技術が、栽培漁業協会で有効に活用されて、種苗の生産と放流が事業として安定的に継続して行われるよう、栽培漁業協会としっかりと連携し、持続可能な栽培漁業の構築に取り組んでいきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

それでは、要望を申し上げます。

本県水産業は、県民に豊かな海の恵みを供給する大切な産業ですが、気候変動等の影響を受け、現在、大変厳しい状況にあることから、それを支える栽培漁業の推進は非常に重要と考えます。今回の栽培漁業施設の整備は、環境変化に対応した汎用性が高いものであるとのことですので、その点も含め、これから展開について大いに期待し、注目をしていきたいと思っています。引き続き持続可能な漁業のため、栽培漁業の推進をよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、最後には花卉の振興についてお伺いしたいと思います。花のほうの花卉ですね。

新型コロナの感染症の発生により、花卉業界は大きな打撃を受け、高齢化の進展と併せ花卉生産者も減少したと聞きます。一方、生花小売業者からは、海外から輸入される花の価格が高くなっているので、県内の生産者に頑張ってほしいという声を聞いています。2027年には本県で国際園芸博覧会が開催される

ことから、県内外の花卉の需要拡大を図り、花卉業界を盛り上げていくチャンスだと考えます。そこで、花卉の振興について何点か伺います。

まず初めに、本県の花卉生産の特徴について教えてください。

◎農業振興課長

本県では、横浜開港により西洋文化が広まったことを契機にして、全国に先駆けて花卉園芸が発展してきました。また、温暖な気候風土を生かし、現在では県央・湘南地域を中心としたバラ、カーネーション、スイートピーなどの切り花、川崎のハナモモなどの枝物、横浜を中心としたシクラメンなどの鉢物、そして、県下全域での洋ラン、花壇苗及び露地栽培の切り花など、多様な品目・品種が栽培されております。

販売方法も多様でございまして、地域で市場に共同で出荷するということはほとんどなく、それぞれの生産者が県内外の市場に出荷したり、都市農業の特徴を生かした直売等を行ったりしています。

また、高い生産技術を持つ生産者が多く、国内最大規模の花の展覧会である、関東東海花の展覧会でも、例年、高い評価を受けているところでございます。

◆おだ幸子委員

本県が園芸の先進県であって、また多様なものを扱っている、そして花卉農家さんのポテンシャルの高さについて、よく理解ができました。

続きまして、本県の花卉生産者等産出額の状況についてお伺いします。

◎農業振興課長

農林業センサスによりますと、2020 年の花卉の経営体数は、県内の農業経営体の 5.3%に当たる 603 経営体で、2015 年の 786 経営体と比較して 23%減少してございます。また、産出額につきましては 2022 年で 44 億円でございまして、県全体の農業産出額 671 億円の 6.6%を占めており、状況としまして、その 5 年前の 2018 年の 45 億円からは僅かに減少しているという状況でございます。

◆おだ幸子委員

具体的な数字を上げていただきありがとうございます。現状についてよく分かりました。

続きまして、花卉の生産振興を図るために、県では財政面でどのような支援を行っているのか、お伺いします。

◎農業振興課長

施設栽培では、昨年度からの燃油高騰が経営への負担になっており、燃油の高騰分や施設の省エネ化に必要な資材導入費の一部について支援を行っております。また、高齢化や担い手不足が進む中で、施設の環境制御装置などのスマート機器の導入を支援しております。さらに、菊など切り花の施設栽培で大規模化を図る生産者には国庫補助金を活用して、施設整備等を支援をしているところです。

◆おだ幸子委員

生産性向上ですか大規模化について、いろいろな支援があるということがよく分かりました。

続いて、県農業技術センターでは、どのような研究や技術の普及に取り組んでいるのか、教えてください。

◎農業振興課長

本県の独自性を強調するため、県オリジナル品種の育種を行ってございます。スイートピーでは、冬咲き性の切り花用品種にはなかった、花びらの両面に水しぶきを吹きかけたような模様が入るスプラッシュシリーズなどを育成してきました。また、シクラメンでは、夏の高温により生育が悪くなるという課題を解決するため、温室に入る光を遮光することで気温を下げながら、LEDライトによる補光によって品質を保持するという技術の検討を進めるとともに、植物体や土に残っている肥料成分の濃度を測定することで、適正な施肥管理を行う技術の普及に取り組んでおります。

◆おだ幸子委員

いろいろ工夫をされておられる。特に、花卉というのは嗜好性が高いので、好みもどんどん変わっていくので、本当にそれに対して対応されているんだなということがよく分かりました。

次に、生産振興と併せて、やはり買ってもらわないとしようがないので、消費拡大を図る必要があります。そのためには、花卉が持つ生活の質を向上させる効果をPRすることも重要だと考えますが、県としてどのような取組を行っておられるのか、お伺いします。

◎農業振興課長

県は、花卉の生産、流通、販売を行う関係団体と連携して、小学校や保育園等を訪問し、小学生や未就学児を対象とした花育教室を行うことにより、子供の情操教育や、花卉の文化の担い手の育成に取り組んでいるほか、高齢者福祉施設等では、園芸療法の考え方に基づいた園芸体験により、花卉の利用促進を図っております。また、県の花卉展覧会などの会場で、フラワーアレンジメントや生け花などを展示し、花を贈る文化や家庭での花の楽しみ方について提案をしております。

◆おだ幸子委員

いろいろ花育ですか園芸療法、花の効果というのは、いろいろあるんだなということがよく分かりました。

また、最後の質問になりますが、国際園芸博覧会の開催が2027年に控えておりますが、その開催を契機として、花卉の振興を図る必要があると考えますが、県として今後、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いします。

◎農業振興課長

県では、園芸博覧会の機運醸成の取組を通じて、開催前から積極的に県産の花卉をPRしていきます。また、博覧会では県の出展エリアにおいて、県産花卉を使いながら、家庭や職場等で日常的に花を楽しむ暮らしを提案していきたいと考えています。さらに幅広い世代を対象とした花育や、園芸療法の考え方に基づいた園芸体験などの実施により、多くの方に花に触れ、その効果を実感していただきたいと考えております。

こうした取組により、県は幅広い世代の方からの花卉需要を創出し、県内花卉生産の振興とともに県民生活の質の向上を図っていきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

ぜひ、花卉生産の振興と県民生活の質の向上、両方をかなえていただきたいなと思います。

それでは、要望を申し上げます。

花卉は極めて嗜好性が強く、使われる用途や場面も多岐にわたるため、種類や品種、色など細かいバリエーションがあります。また、鑑賞だけでなく、園芸療法のように私たちの五感に訴え、生活の質を高めてくれる効果もあります。花卉栽培は品目にもありますが、20から30アール程度の比較的小規模の土地で始められ、施設栽培がメインとなる場合は、天候や気温の影響を受けにくく安定した生産量が見込めます。大規模な圃場や高額な施設導入費の確保が難しい新規就農者にとっては、始めやすい作物と言えますので、まさに小規模から収益化を目指せるビジネスモデルであり、神奈川県のような都市型農業に適したものと考えます。

そして、2027年の国際園芸博覧会の開催は、県内の花卉関連事業者にとって、まさにチャンスです。このチャンスを生かして、花卉の持つ効用や活用方法等を県民にしっかりと周知するとともに、農水省の花いっぱいプロジェクトなども活用して、生産、消費の両面から支援に取り組んでください。それによって、神奈川県の花卉農業の活性化と、県民の生活環境の向上を目指していただくことを要望いたします。

以上で私の質問を終わります。